

上山市公告第22号

上山農業振興地域整備計画(昭和47年公告第9号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面(以下「農業振興地域整備計画変更案等」という。)を次により縦覧に供する。

上山市の住民は、令和8年6月6日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案に対して異議があるときは、令和8年6月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年5月7日

上山市長 山本幸靖



1 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧期間

自 令和8年5月7日

至 令和8年6月6日

2 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧場所

上山市役所農林夢づくり課 上山市河崎一丁目1番10号

3 意見書の提出方法等

意見書は、日本語に限り、郵送、ファックス又はインターネットによる提出とする。

意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。なお、農業振興地域整備計画変更案等以外に対しては、意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書に対する個別の回答は行わず、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等は、公表の際に当該箇所を伏せることがある。

5 異議申出の方法等

異議の申し出は、日本語に限り、書面による提出とする。個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在を記載すること。なお、農業振興地域整備計画変更案等に係る農用地利用計画以外に対しては、異議を申し出ることができない。